

■利用のご案内

●開館時間

午前9時から午後9時30分

●休館日

毎月第3月曜日

(第3月曜日が祝日の場合、翌日が建物全体の休館日となるため、翌日休館となります。)

年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

(上記以外に設備保守等のために臨時休館することがあります。)

●使用時間

使用時間には準備および後片付け等の時間を含みます。

●使用の手続きおよび使用許可の制限

原則として、使用しようとする月の1ヶ月前の1日から電話での予約と公民館使用許可申請書の提出を受け付けています。

・ 次の場合は、使用できないことがあります。

1. 政治・宗教活動を目的とした場合
2. 営利事業を目的とした場合
3. 公益を害し、公の秩序や善良な風俗を乱す恐れのある場合。
4. その他、管理運営上支障がある場合
5. 会館の施設、附属設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。
6. 故意に他の者の使用を妨害する意図が認められたとき
7. 射水市立公民館条例または条例に基づく規則に違反した場合

(不明な点や詳細については会館職員にお問い合わせください。)

●使用料の納付

施設の使用料金は、料金表をご覧ください。

施設の使用料金は、使用の許可と引き換えに納付していただきます。

既に納められた使用料金は、特別な場合を除きお返しいたしません。

●その他使用上の注意事項

使用した設備、備品等は原状回復し、整理整頓すること。

火気をしようしないこと。

使用者で設備、備品などを損傷・汚損または滅失されたときは弁償していただきます。

その他、わからないことについては会館職員の指示に従うこと。